

# 目で見て マネして 使って覚える 手話講習会

## ◇ 重要 必ずお読みください ◇

東村山市では市民の皆さんが様々な場面で手話通訳の力を発揮できるよう、手話通訳登録試験制度の変更、講習会の内容・回数・費用等の見直しが行われました。

主な変更点を以下にまとめておりますので、必ずお読みください。

### ①手話通訳者全国統一試験への移行

これまで、東村山市では、手話通訳者登録のため、東村山市独自の試験制度を実施していました。令和8年度からは「手話通訳者全国統一試験」に移行することとなり、統一試験の合格者が東村山市の手話通訳者として登録・活動することになります。

### ②手話講習会基本カリキュラムの変更

手話講習会のカリキュラムも市独自のものとなっておりますが、統一試験を目指すため、社会福祉法人全国手話研修センターが発行しているテキストのカリキュラムを基本とすることとなりました。カリキュラムの変更が生じますが、指導方針に変更はありません。

### ③クラス名、開催期間、講習回数、受講費用の変更

上記2点を踏まえ、各クラスにおいて名称や講習回数等が変更となりました。また、クラスによっては、全国手話研修センター発行のテキストを教材として使用することとなりました。これらに伴い、受講料も改定され、テキスト代をご負担いただくこととなりました。

上記を踏まえ、各クラスの詳細をご確認のうえ、お申し込みください。

#### 【実施要領の内容】

##### ◇当講習会の目的・指導方針◇

1. 当講習会の対象者及び申し込み方法
2. 申し込み後～講習会当日までの流れ
3. 開催クラスの募集期間、対象者、定員及び受講料
4. その他

添付：手話講習会申込書

## ◇ 当講習会の目的・指導方針 ◇

### ◇当講習会の目的

- ・手話奉仕員の養成（入門クラス、基礎クラス）  
手話奉仕員の役割（「手話奉仕員養成のための講義テキスト」より抜粋）
  - ①手話で日常会話ができ、聴覚障がい者が気軽に話せる相手であること
  - ②聴覚障がい者の相談相手、支援者であること
  - ③ろう運動、手話通訳運動の担い手になること
  - ④聴覚障がい者の社会参加、地域交流の架け橋になること
  
- ・手話通訳者の養成（通訳基本クラス、通訳応用クラス）  
手話通訳者の役割（「手話通訳者養成のための講義テキスト」より抜粋）
  - ①日本語と手話の通訳をすること
  - ②円滑なコミュニケーションができるための仲介をすること
  - ③支援者や支援機関と協働して、生きることを支援・援助をすること
  - ④聴覚障がい者運動と連携した運動をすること

### ◇当講習会の指導方針

- ①この講習会では、手話を第一言語としている聴覚障がい者（以下、「ろう者」）が使う手話を、ろう者から学ぶことを大切にしています。
- ②講習では、「手話を見る」、「手話を使う」、「意味や文法を動作で覚える」ことを主としており、実技講習中にテキスト等は使用しません。（講義は除く）
- ③日本語の音声による指導は必要最低限となっております。講師の指示があるまで日本語（音声）の使用はお控えください。
- ④入門クラス及び基礎クラスでは、講師の手話や動きを見て、何を伝えようとしているのか想像力を働かせていただく場面が多くなります。手話だけでなく、「ろう者とろう文化」、コミュニケーションにおける「障害」を学ぶ機会としてご理解くださいますよう、お願いいたします。
- ⑤手話を見逃してしまうことを防ぐため、講習中のメモはお控えください。（休憩時間を除く）

上記をご了承のうえ、お申し込みください。

## 1. 当講習会の対象者及び申し込み方法

- ・市内在住、在学、在勤の高校生以上の方を対象としています。
- ・当実施要領に添付の申込書に必要事項を記入のうえ、お申込みください。
- ・送付先は添付の申込書に記載してあります。
- ・各クラスの定員を超過した場合には、抽選となります。

※申込書の記載内容に不備があると受講できない場合がありますので、ご注意ください。

## 2. 申し込み～講習会当日までの流れ

①受講を希望するクラスの申込書を事務局に提出してください。  
クラス、記入内容のお間違いが無いよう、お気を付けてください。

提出方法:

- ・郵送 または FAX
- ・窓口に持参
- ・申込書に記載のコードからGoogleフォームにて

※いずれの申込方法においても、申込内容に不備がない限りは個別の連絡はいたしません。②の通知をお待ちください。

②事務局より、申込者全員に、結果を郵送で通知します。

※応募者多数の場合は抽選となります。

※講習会開始1週間前までに、通知が届かない場合には、事務局にお問い合わせください。

③受講決定通知に従って、受講料・テキスト代をお振込みください。

※入金を確認できない場合には、受講できないことがありますのでご注意ください。

※振込手数料は自己負担となります。

※講習会開始後の返金は致しかねますので、ご了承ください。

④受講決定通知に記載の開講日・会場にお集まりください。

### 3. 開催クラスの詳細(募集期間、対象者、定員及び受講料、申込書)

#### (1) 手話奉仕員の養成を目的としたクラス①(手話を初めて学ぶ方)

手話奉仕員 入門クラス ※昼・夜同一内容	
<p>・令和8年4月15日(水)受付開始(5月8日(金)必着)</p> <p>・受講費用 計6,490円(受講料+必須テキスト代)</p>	
①受講料	5,500円(年額)
②テキスト代	<p>必須購入テキスト</p> <p>「手話奉仕員養成のため講義テキスト 全面改訂版」 990円(税込) (社会福祉法人全国手話研修センター発行 2023年初版)</p> <p>※すでにお持ちの方は購入の必要はありません。</p>
	<p>任意購入テキスト</p> <p>「手話奉仕員養成テキスト手話を学ぼう 手話で話そう 全面改訂版」 (社会福祉法人全国手話研修センター発行 2023年初版)</p>
③定員	定員 25名 ※応募者多数の場合は抽選
④主な講習内容 (昼・夜同一内容)	<p>・聴覚障害、聴覚障害者の生活及び関連する法律・制度等についての知識と理解。</p> <p>・コミュニケーションにおいて活用できる基礎的な手話の技術。</p> <p>「手話奉仕員養成テキスト手話を学ぼう 手話で話そう」</p> <p>「手話奉仕員養成のための講義テキスト」 (いずれも社会福祉法人全国手話研修センター発行)</p> <p>上記テキストに準じたカリキュラムを組んでいます。</p> <p>詳細はテキストをご確認ください。</p>

昼クラス	
⑤講習期間	<p>・6月2日～令和9年2月9日までの火曜日(全27回予定)</p> <p>午前9時50分～午前11時50分</p> <p>・21回以上の出席で修了証を交付します。</p>
⑥会場	市民センター 他

夜クラス	
⑤講習期間	<p>・5月30日～令和9年2月6日までの土曜日(全27回予定)</p> <p>午後7時～午後9時</p> <p>・21回以上の出席で修了証を交付します。</p>
⑥会場	市民センター 他

## (手話奉仕員 入門クラス用)



令和8年度 東村山市手話講習会申込書

以下の1～6にご記入ください

(記入日: 令和8年 月 日)

1	住所	〒		
		東村山市外にお住まいの方はどちらかに○を→ 在学 ・ 在勤		
2	ふりがな 氏名	満 歳		
		(令和8年4月2日時点)		
3	連絡先 ①・② 両方 ご記入 ください	①電話番号(緊急時に連絡がつく番号をお願いします) 固定 ・ 携帯 :		
		②FAXまたはEメール(ご自身が確認しやすい方をお願いします) ※講習会開催後の一斉連絡のために使用します。 FAX ・ Eメール :		
4	障がい等への配慮の必要性	有 ・ 無		
	必要な配慮の内容 (「有」の方のみ) 例:視力、聴力、 手指の動作、車いす等			
5	手話講習会受講歴			
	令和7年度 クラス	令和6年度 クラス	令和5年度 クラス	その他
6	<input type="checkbox"/> 実施要領に記載の「重要」や「指導方針」、「受講費用」について確認した			
	希望するクラス	<input type="checkbox"/> 昼クラス (火曜 午前)	<input type="checkbox"/> 夜クラス (土曜 夜間)	
	テキストの購入 について	<input type="checkbox"/> 購入 (受講料5,500円、テキスト代990円、計6,490円) <input type="checkbox"/> 不要(すでに持っている方のみ) (受講料5,500円)		

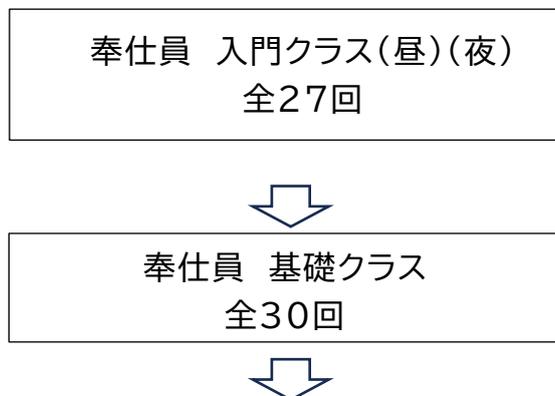
上記に記載された個人情報は、手話講習会の開催に関してのみ使用します。

## 【 申込書送付先 】

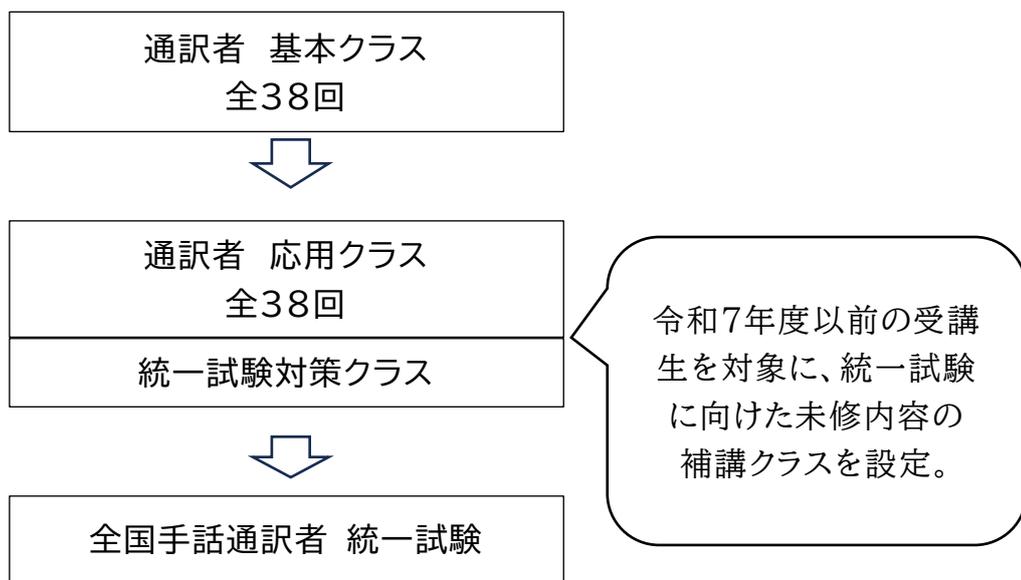
〒189-0022 東村山市野口町1-25-15  
東村山市社会福祉協議会 手話講習会担当 行  
FAX:042-393-0411

#### 4. 令和8年度 手話講習会 全体構成

##### < 手話奉仕員養成クラス >



##### < 手話通訳者養成クラス >



※今後、変更になる場合があります。

## 5. その他

### (1) 講習会の進め方について

基本的に、クラスを修了した翌年度は、上のクラスに進んでいただくことをお勧めしています。修了できなかった場合の再受講も可能ですが、同一クラスの受講は2回までとしています（初めて受講する方を優先するため、2回目の申し込みであっても受講できないことがあります。）。

また、原則として、上のクラスに進んだ方は、下のクラスを再受講することはできません。

ただし、手話講習会を最後に受講した年度から3年以上、いずれのクラスも受講していない場合は、上記に当てはまらないものとしします。

※「手話通訳者基本クラス」及び「手話通訳者応用クラス」の受講者で、3度目の受講を希望する方は、事務局までご相談ください。

### 連続受講の可否の例

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
○	入門	入門	基礎	基礎	通訳基本	通訳応用
×	入門	基礎	入門不可 ※上のクラスから下には戻れない			
×	入門	基礎	基礎	基礎不可 ※3回目		
×	入門	(未受講)	(未受講)	入門	入門不可 ※3回目	
○	入門	入門	(未受講)	(未受講)	(未受講)	入門可

### (2) 入門クラス受講生の見学について

入門クラスに限り、欠席の場合に同じ内容の昼クラスまたは夜クラスを見学することができます。希望する方は、事前に社協にご相談ください。

### (3) 感染症等の注意

講習会受講中は日々の健康観察をしていただき、体調不良の方はお休みください。また、感染症等に罹患した場合には、事務局までお知らせください。

講師、関係者が感染症等に罹患した場合には、講習がお休みになる場合があります。その際には振替日を調整いたします。

### (4) 悪天候時の対応について

台風や降雪などにより休講が決まった場合には、FAX及びEメールにて通知いたします。

### (5) 会場までの交通手段について

各会場の駐車スペースには限りがあります。特別な事情がない限りはお車での来場はお控えください。

令和8年4月

東村山市手話講習会運営委員会

《 事務局 》

社会福祉法人 東村山市社会福祉協議会

基幹相談支援センター 手話講習会担当

東京都東村山市野口町1-25-15

TEL:042-394-6333

FAX:042-393-0411

E-mail: [shuwa@hm-shakyo.or.jp](mailto:shuwa@hm-shakyo.or.jp)